

介護保険課からの連絡事項②（H30. 9. 11）

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

平成 30 年 10 月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が、基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要です。

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1 月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成 30 年 10 月 1 日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。

※届出書の様式等、詳細につきましては、今月中に居宅介護支援事業所宛に通知（メールまたは FAX）いたします。